

専修学校設置基準の一部を改正する省令要綱

一 専修学校の校舎の面積について、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合には、校舎面積基準によらないことができるものとする。 (第二十四条関係)

二 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるものとする。 (第二十七条関係)

三 この省令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の六の規定に基づき、専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年六月二十一日

文部科学大臣 河村 建夫

専修学校設置基準の一部を改正する省令

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十四条中「以上とする。」の下に「ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」を加える。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第二十七条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施

設及び設備を使用することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 専修学校設置基準の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
目次 第五章 施設及び設備等(第二十一条―第二十八条) (校舎の面積) 第二十四条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 一・二 (略) (他の学校等の施設及び設備の使用) 第二十七条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。 (名称) 第二十八条 (略)	目次 第五章 施設及び設備等(第二十一条―第二十七条) (校舎の面積) 第二十四条 専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。 一・二 (略) (新設) (名称) 第二十七条 (略)